

風力発電メンテナンス等関連資格取得支援事業費補助金

市内の事業者が風力発電、地熱発電、太陽光発電、水力発電又はバイオマス発電事業等（以下、「風力発電等」という。）に参画し、もって新たな雇用の創出、産業振興を図るため、風力発電等に関する特殊高所作業技術や潜水技術の習得、更新を含む関連資格の取得（以下、資格取得等という。）など、人材育成を目的とした事業者の社員教育に要する経費を支援します。

補助対象者

- ・市内に住居又は事業所のある個人
- ・市内に事業所を有し、かつ県内に本社機能を有している法人で、現に事業活動を営んでおり、当該事業所において風力発電メンテナンス等を実施している、又は実施を計画している者
- ・男鹿市税を滞納していない者

対象となる資格等

別添のとおり

補助対象経費（次のすべてを満たす経費）

- (1) 補助対象者に正規雇用（期限に定めのない雇用をいう。）されている者が、風力発電メンテナンス等に必要な資格取得等のために支出される経費で、当該年度中に事業を完了させるものであること。
 - (2) 研修機関等の受講費、教材費、旅費交通費、宿泊費、研修等に必要な資材調達費用のほか、資格取得等に要する経費であること。
 - (3) 本補助金と重複して、国、県、他の市町村等が実施する能力開発関係の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- ※ 秋田県風力発電メンテナンス産業等参入支援事業における助成（補助率 1/2、1人当たり 50 万円限度）と重複して申請することが可能です。

補助金の額等

補助率：補助対象経費の 4 分の 1 以内

限度額：一人当たり 20 万円

申請・交付の流れ

- ① 交付申請 … 申請書、事業実施計画書、収支予算書等
- ② 交付決定 … 交付決定通知、又は不交付決定通知
状況により、中止・変更申請
- ③ 実績報告 … 事業実績書、収支精算書等（事業完了後）

申請窓口

男鹿まるごと売込課エネルギー・商工港湾班（0185-24-9143）

申請書類等は HP にも公開しています。

申請を検討される事業者様は申請窓口までご相談ください。

別添

補助対象とする資格等
・ GWO (Global Wind Organization) 基本安全訓練
・ STCW 条約に基づく基本訓練
・ 風車等のメンテナンスに必要となる安全訓練、ロープワーク等の技術や資格
・ メンテナンス等に要する船を扱う人材の船舶免許取得、国内外での船舶を使用した実地研修等
・ 海洋労働のための安全訓練や講習受講等
・ 風車基礎、海底送電線等の水中設備点検に必要な資格の取得等
・ メーカーや認証団体等によるメンテナンスに係る認定取得等
・ その他、市長が特に認めるもの